

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は『介護サービスの利用手順』について取り上げてみたいと思います。

- **相談内容**…介護保険サービスを利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか。
- **対応策**…介護保険の認定申請から、サービス利用までの流れについて説明します。

1. まずは申請をします

- 本人または家族が役場介護福祉係で『要介護認定』の申請を行います。
申請に必要なもの：介護保険被保険者証
※介護保険被保険者証が手元がない場合は再交付を行います。
医療保険の被保険者証と印鑑（認め印可）が必要です。

2. 心身の状態を調査します

- 訪問調査：曾於地区介護保険組合の調査員が、本人や家族からの聞き取り調査を行います。（事前に調査員から日程調整の電話があります）
- 主治医の意見書：主治医による意見書が作成されます（主治医意見書の作成依頼は介護保険組合が行います）かかりつけ医の診察が必要です。

3. どのくらいの介護が必要か審査、認定します

- 審査・判定：訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定します。
- 認定：大崎町が要介護度の認定を行います。

4. 認定結果の通知が届きます

- 原則として申請から30日程度で、役場から通知書が届きます。
- 通知書が届いたら、印鑑（認め印可）を持参し介護福祉係で受け取ります。

5. サービスを選びます

- 例）デイサービス、デイケア、ホームヘルプサービス、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ、住宅改修など

6. ケアプランを作ります

- 介護福祉係や地域包括支援センターに相談して、本人の希望や状態に応じた介護サービス計画（ケアプラン）をたてます。

7. サービスを利用します

- 本人または家族がサービス事業者と契約を結び、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護予防支援業務の担当職員(常勤・パート)を募集しています。 ■資格要件：保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員

